平成２２年（フ）第７３３７号
大阪府枚方市松丘町34番８号
債務者　竹内　美加（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４８４号
大阪市住之江区南港中５丁目３番42―1204号
債務者　吉田　雄一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４８７号
大阪市中央区島之内２丁目６番29号　シティーイン島之内４Ａ
債務者　川北　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５２５号
大阪市中央区高津３丁目15番12―602号
債務者　黒田　芳文
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５７８号
大阪府茨木市松ケ本町６番37―806号
債務者　谷津　直人
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６６９号
大阪府枚方市藤阪元町３丁目37番14―202号
債務者　永和商事こと　久永　隆史
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７６０号
大阪市北区同心２丁目４番10号　渡部ビル501号室、事業所所在地大阪市北区同心２丁目13番５―515号
債務者　さぬきやこと　新田　高継
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８０６号
大阪市浪速区戎本町１丁目８番11号　ニューハイツ中村505号
債務者　近藤　和彦
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８０７号
大阪市浪速区戎本町１丁目８番11号　ニューハイツ中村505号
債務者　近藤八重子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８７６号
大阪府枚方市南中振２丁目28番13号
債務者　西山知安紀
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８９６号
大阪市中央区内平野町２丁目３番11―707号
債務者　豊田　和樹
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９５０号
大阪市西区千代崎２丁目９番１号
債務者　南　　綾子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９５２号
大阪府寝屋川市池田北町24番１―713号
債務者　菅　江美子（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９５９号
大阪市西成区天下茶屋１丁目19番６号
債務者　伊東　耕三
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９６４号
大阪府八尾市小阪合町２丁目３番28号
債務者　吉田英**善**こと　金　　英**善**
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９６５号
大阪府八尾市小阪合町２丁目３番28号
債務者　吉田　直美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９７６号
大阪市西成区南津守４丁目１番85号
債務者　邨上　　都
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９９２号
大阪府寝屋川市点野１丁目20番６―306号
債務者　林田　大介
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部